

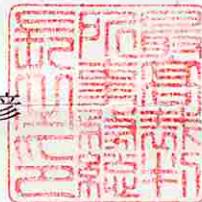
最高裁秘書第3810号

令和元年7月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

- (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

岡口基一裁判官の分限事件に関して提出された委任状

- (2) 苦情の申出がされた日

平成30年11月15日付け（同月19日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第19号

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）